



令和8(2026)年

2/15

毎月第1・第3日曜発行

NO.1805



発行:三鷹市 編集:広報メディア課 〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

市役所電話(代表) 0422-45-1151 HP <https://www.city.mitaka.lg.jp/>

その乗り方、違反です！

自転車の交通違反に「青切符」が導入されます



三鷹警察署
寒河江(さがえ)巡査長

4月1日から自転車の「交通反則通告制度」が開始されます。交通反則切符(通称:青切符)とは、16歳以上の方の違反行為を対象に適用される反則金制度です。

この機会に自転車の正しい交通ルールとマナーを確認し、安全運転に努めましょう。

問安全安心課 0422-45-1116

みたか交通安全お兄さん
ゆうまお兄さん(市職員)

自転車を「危険な乗り物」にしないために



三鷹市長 河村 孝

自転車は便利で、そのうえ、健康にも環境にも良い、暮らしに欠かせない乗り物です。でも、交通ルールを守らなければ、たちまち危険な乗り物に変わることも事実です。実際、昨年市内で起きた自転車が関わる交通事故は225件(交通事故総数の約60%)ありました。時には、人命に関わる重大な事故につながる場合もあります。電動アシスト自転車やロードバイクなど、速度が出やすいタイプは、衝突時の危険がより

高まるため、一層注意が必要です。

法律上、自転車は歩行者ではなく「軽車両」として扱われ、基本的な交通規則は車両と同等です。近年では、罰則の強化やヘルメット着用の努力義務化など、自転車のルールは、年々アップデートされています。自身の安全のためだけでなく、事故の被害者・加害者を少しでも減らすためにも、ルールとマナーを守ることを心掛けましょう。

YouTubeで配信中

